

量類公正競争規約作成連絡会 第 11 回合同委員会の概要

日 時：平成 28 年 9 月 2 日（木） 13：30～14：45

場 所：農林水産省生産局第 1 会議室

出 席：関係団体

全日本量事業協同組合 6 名、全国量材料卸商組合連合会 2 名、全国量産業振興会 1 名、全日本 ISO 量振興協議会 3 名、全日本 JIS 量床工業協同組合 1 名
：オブザーバー

日本建築士会連合会、日本繊維板工業会、東海機器工業株式会社、大建工業株式会社、消費者庁、農林水産省

議事概要：

1 消費者庁から示された意見について

○消費者庁から示された意見について討議を行い、出席者の合意を得た。内容については以下の通り。

- ・客観的な基準が定まるまでは、規約から特定用語に関する規定を削除すること
- ・量表や量床に添付されている出荷証明書又はインボイスのロット番号は、産地問屋・消費地問屋が取引先業者に情報を伝達する際には、自らの責任において発番する管理番号に変更すること
- ・非加盟業者に係わる条項を規約に盛り込まないこと

2 その他、消費者庁から示された意見

- ・規約は消費者のためのものであり、業者のための規約は認定されない。アウトサイダーを排除するような規約にすることはできない。
- ・規約が認定されるまでは量類公正競争規約の公正マークは存在しない。このため現時点で印刷物に公正マークを入れることはできない。